

## 埼玉県中小製造業新生活様式対応販路開拓支援補助金募集要領（第2次募集）

### 1 対象者

中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する「中小企業者」及び中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」及び「個人事業主」で次のすべての要件に該当するもの。

- (1) 県内に登記簿上の本店（個人事業主の場合は住民票上の住所地）及び主たる事業所を有すること
- (2) 製造業を営んでいること
- (3) みなし大企業（同一の大企業で資本金の2分の1以上を占めている企業、複数の大企業で資本金の3分の2以上を占めている企業、大企業の役職員が役員総数の2分の1以上を占めている企業）でないこと
- (4) 組合等の場合は、事業及び経費の分担が明確であり、構成員への成果普及体制が整っていること

### 2 補助対象事業等

別表1のとおりとする。

### 3 必要書類

別表2のとおりとする。

### 4 受付期間

交付申請の受付期間は下記のとおりとする。

#### (1) コンテンツ等作成支援事業

令和2年11月18日（水）～令和2年12月11日（金） 17時まで

#### (2) オンライン展示商談会動画作成事業

令和2年11月18日（水）～令和2年11月30日（月） 17時まで

### 5 申請方法

受付期間内に電子メールでの送信、郵送（必着）または申請者が直接、必要書類を県（産業支援課）に持参する。

### 6 審査

審査を行い、その結果は下記の時期に通知する。なお、各事業の審査方法については別表3のとおりとする。

#### (1) コンテンツ等作成支援事業

12月下旬

#### (2) オンライン展示商談会動画作成事業

12月上旬

### 7 補助金の支払

補助金の支払は精算払とする。

### 8 補助事業実施に当たっての留意点

別紙のとおりとする。

9 その他

この要領に定めることのほか、補助金事務の執行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月13日から施行する。

別表 1

	(1)コンテンツ等作成支援事業	(2)オンライン展示商談会動画作成事業
補助対象事業	<p>【内容】 ネットによる営業活動等において提示するコンテンツ（デジタル営業資料）の作成、及び専門家の助言</p>	<p>【内容】 オンライン展示商談会に出展するにあたり、自社の事業や製品、技術等をPRするために行う動画の作成</p>
補助対象要件	<p>①インターネットを通じた非対面での営業活動を行うために必要なコンテンツ（デジタル営業資料）を作成し、自社HPへの掲載又は営業用資料として利用できるよう整備すること ②補助事業として採択後、補助事業の情報（企業名、補助金額等）の公表が可能であること ③同一の事業内容で国等の他の補助金等を取得していないこと ④公序良俗に反する事業及び公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業でないもの</p>	<p>①令和3年2月28日までにオンライン展示商談会用の動画を作成し、その動画をオンライン展示商談会に掲載すること ②補助事業として採択後、補助事業の情報（企業名、補助金額等）の公表が可能であること ③同一の事業内容で国等の他の補助金等を取得していないこと ④公序良俗に反する事業及び公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業でないもの</p>
補助対象経費	<p>外注費</p> <p>【内容】 コンテンツ（デジタル営業資料）の作成について、外注（委託等）する場合に要する経費 ※自社で動画を作成する際は原則補助対象とならないが、自社で動画を撮影し、編集等を外注する場合の経費は含む</p>	<p>外注費</p> <p>【内容】 動画の作成について、外注（委託等）する場合に要する経費 ※自社で動画を作成する際は原則補助対象とならないが、自社で動画を撮影し、編集等を外注する場合の経費は含む</p> <p>なお、動画の規格等（解像度・アスペクト比等）に条件はないが、オンライン展示会によっては掲載できる動画の規格等に基準が設けられている場合があるので、確認すること</p>
	<p>報償費</p> <p>【内容】 専門家の助言を受ける場合に要する謝金 ※ただし報償費のみの補助は認めない。外注費を伴うコンテンツ（デジタル営業資料）を作成する場合のみ補助対象とする</p>	
補助率 補助上限額	<p>補助率は補助対象経費の2分の1以内 補助上限額は25万円</p>	<p>補助率は補助対象経費の2分の1以内 補助上限額は15万円</p> <p>ただし、「オンライン彩の国ビジネスアリーナ」に出展する場合は、補助率は補助対象経費の3分の2以内 補助上限額は20万円</p>

※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。



## 別紙

### 補助事業実施に当たっての留意点

交付決定を受けても以下の条件や制限に違反した場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがある。

#### [1] 事業実施における義務事項

- ① 補助事業に係る調査への協力（知事が必要と認める場合）

#### [2] 経理における義務事項

- ① 補助金流用の禁止
- ② 補助事業物件の速やかな検収
- ③ 帳簿の記載、支出関係書類の整備保管（補助事業終了後5年間）
- ④ 補助対象経費の支出は、原則として金融機関への振込とする。

#### [3] 報告書類の提出について（いずれも様式指定）

- ① 実績報告書〔提出時期：令和3年3月15日まで（又は事業終了後30日以内）〕
- ② 補助事業中止（廃止）承認申請書（該当する場合）

#### [4] その他注意事項

- ① 補助事業終了後の確定検査を経ないと補助金は交付できない。補助事業年度中は、自己資金で事業を遂行すること。
- ② 補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習と異なる場合があるため注意すること。